

こんなときはご相談ください

災害その他の事情により、一時的に税金を納期限までに納めることができない場合は、そのまま放置せずに所管の県税事務所ににご相談ください。事情によっては、納税の猶予などが認められる場合があります。

そのまま放置されると・・・。

納期限を過ぎると、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

また、督促状が届いても納付がない場合は、差押えなどの滞納処分を受けることになります。

納税の猶予

県税を一括で納付することが困難な理由がある場合で法令等の一定の要件に該当する場合は、県税事務所に申請することにより、差押えや財産の換価(売却)などが猶予される制度があります。

※「換価」とは、差し押さえた財産を売却し、滞納となっている税金に充てるための強制的手続きのことです。

○徴収猶予

下記のいずれかの理由によって、県税を一括で納付できないと認められるときに、所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税が猶予される制度です。

- ①財産について災害を受けたこと、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかったこと、又は負傷したこと
- ③事業を廃止したこと、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

※①から④を理由とする場合の申請については、期限はありません。⑤を理由とする場合の申請期限は、その納付すべき税額が確定した県税の納期限までです。

○換価の猶予

県税を一括で納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、その県税の納期限から6か月以内に所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、差押財産の換価(売却)が猶予される制度です。

※申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

○猶予を受けるための手続

提出する書類

- ・「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- ・「財産収支状況書」
※猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。
- ・担保の提供に関する書類（猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合）
- ・災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）
※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書・確定申告書など

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保(土地、建物、有価証券、保証人の保証など)の提供が必要です。

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が50万円以下である場合
- ・担保として提供することができる財産がないなど特別な事情がある場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合

○猶予が認められると

- | | |
|---------|---|
| 【徴収猶予】 | ①新たな差押えや換価(売却)などの滞納処分の執行を受けません。
②既に差押えを受けている財産がある場合には、県税事務所に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
③徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。 |
| 【換価の猶予】 | ①既に差押えを受けている財産の換価(売却)が猶予されます。
②差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予(又は差押えが解除)される場合があります。
③換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。 |

○猶予期間と分割納付

- ・猶予期間は、1年の範囲内で申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納できる期間に限られますので、申出のあった納付計画が認められるとは限りません。
※猶予期間は原則として1年の範囲内ですが、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請により猶予期間の延長(当初の猶予期間と合わせて最長2年)が認められる場合があります。
- ・猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。
※収入が年金のみの場合など、やむを得ない理由がある場合は隔月等にできる場合もあります。

○猶予の取消し

- 猶予が認められた後、次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。
- ・「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がないとき
 - ・猶予を受けている県税以外に新たに納付すべき県税が滞納となったとき など

納期限の延長

災害などにより、期限までに申告や納税ができないときは、その災害などがやんだ日から2か月以内に限り、申告期限又は納期限が延長される場合があります。

更正の請求

法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税(軽自動車税)環境性能割、軽油引取税、産業廃棄物税については、申告書を提出した後、納付・納入した税額が多すぎたときは、法定納期限から5年以内ならば、その税額を減額するよう更正の請求をすることができます。

不服の申立て(審査請求)や訴訟

県税の課税や徴収などの処分について不服があるときは、地方税法のほか、行政不服審査法や行政事件訴訟法により、不服の申立てや訴訟の権利が保障されています。

不服申立てができる期間	県税の課税や徴収などの処分について不服がある場合は、原則としてその処分があったことを知った日(例えば、納税通知書を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に審査請求ができます。納税通知書、更正・決定通知書、督促状などに不服の申立てができる旨の記載があります。
審査請求書	必ず書面(正副2通)で三重県知事あてに、なるべく処分をした県税事務所等を経由して提出してください。
訴訟	訴訟(処分の取消しの訴え)は、不服申立てに対する知事の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として提起することができます。また、知事へ審査請求書を提出して3か月を経過しても裁決がないときなどの場合にも出訴することができます。